

八王子商工会議所「耐震お助け隊」隊則

(名称)

第1条 本隊の名称は、「耐震お助け隊」とする。(以下「隊」という。)

(事務所)

第2条 本隊の事務所は、八王子市大横町1-1番1号八王子商工会議所内とする。

(目的)

第3条 本隊は、八王子商工会議所が八王子市と業務委託契約を締結した、八王子市木造住宅耐震化普及啓発事業業務委託契約にもとづき、木造住宅耐震化促進アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を派遣し、木造住宅所有者自らが耐震化に取り組むための相談、助言、耐震化に関する補助制度の説明などの支援を行い、木造住宅所有者の耐震化の必要性についての意識の啓発を図るとともに、木造住宅の耐震化への様々な取組を普及させるために編成し、顔の見える地元業者として八王子市民に対し安心・安全を提供することを目的とする。

(活動)

第4条 本隊は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) アドバイザー派遣の決定を受けた者(以下「派遣決定者」という。)との、訪問日の日程調整に関する事。
- (2) 建築士(以下「設計部隊」という。)及び施工業者(以下「工務部隊」という。)の構成によるアドバイザーを速やかに派遣決定者へ派遣すること。
- (3) 派遣決定者に耐震診断を行うように勧めること。
- (4) 派遣決定者に耐震改修を行うように勧めること。
- (5) 派遣決定者の耐震化に関する相談及び質疑に応じ、その説明及び助言に関する事。
- (6) 対象住宅の耐震に関連する状況を確認し、耐震化に関する意見を述べる事。
- (7) 建築関係書類及び図面がある場合は、それに基づき耐震化に関する意見を述べる事。
- (8) 耐震化についての既存の補助制度等の説明に関する事。
- (9) 耐震化についての概算費用及び耐震改修工事等の説明に関する事。
- (10) 木造住宅の耐震化に係る普及啓発に関する事。
- (11) その他、本隊の目的の達成に必要な事。

(隊員)

第5条 隊員は、本趣旨に賛同する八王子商工会議所建設部会に所属する、会員企業で構成する。

- 2 隊員は、設計部隊・工務部隊で構成する。
- 3 本隊の円滑な活動を推進するために、30名程度で組織する。

4 隊長が必要と認めるときは、新たに隊員を追加することができる。

(入隊)

第6条 役員会議で、入隊審査を行い入隊を認める。

(除名)

第7条 役員会議で、隊員としてふさわしくないと認められた者は、除名することができる。

(役員及び職務)

第8条 本隊に、つぎの役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 2名

2 本隊に前項の役員のほか、必要に応じて、顧問を置くことができる。

3 隊長は、建設部会長と協議のうえ、八王子商工会議所会頭が指名する。

4 隊長は、隊を統括する。

5 副隊長は、設計部隊・工務部隊の中から隊長が各1名を指名する。

6 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときは職務を代行する。

7 顧問は、本隊の活動に関し、指導、助言を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(活動(小隊)の責任者)

第10条 隊長・副隊長が必要と認めるときは、各部隊の下にリーダー・サブリーダーを置くことができる。

(会議の招集)

第11条 隊長が必要と認めるときは招集する。

(事務局)

第12条 本隊の事務を処理するために、八王子商工会議所に事務局を置く。

(費用弁償)

第13条 隊員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、別に定める。

(身分証明証)

第14条 隊員として認められた者は、身分証明証を貸与する。

2 第4条の活動に際しては必ず携帯し、提示を求められたときは速やかに提示する。

3 隊を辞めるときは、速やかに返却すること。

(苦情の処理)

第15条 利用者との間に問題が生じた場合は、八王子市と協議のうえ役員がこの任にあたる。

(解散)

第16条 本隊の解散は、第4条(活動)の終了をもって解散する。

(その他必要な事項)

第17条 この隊則に定めるもののほか、隊の活動に関し必要な事項は、隊長が会議に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この隊則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 第8条(1)隊長に関して、初年度は八王子商工会議所建設部会・企画委員長がこの任にあたる。
- 3 第8条2項 顧問に関して、八王子商工会議所建設部会長がこの任にあたる。
- 4 第3条(目的)・第4条(活動)・第14条(身分証明証)は平成26年6月1日から改正する。